

各駅停車

Vol. 7 8

Take a chance and hedge against risks

～安全保障戦略～

庭のコリウスが満開だ。凄い増殖力で三鉢になった。10年ぐらい前に熊野の瀬峡で買い求めた風蘭も素晴らしい生命力でピンク色の花をさかせている。コロナ騒動どこ吹く風と元気だ。

敬愛する谷口智彦さんの書評が目にとまった。元外務官僚 兼原信克著書 安全保障戦略。同志社大学の学部生に講じた1年分の講義録。

かつて、谷口氏が「通貨燃ゆ」でパックス・ブリタニカからパックス・アメリカーナへの覇権交代（ブレトン・ウッズ会議で英国の覇権に終止符をうった）をつぶさに伝えてくれた。その谷口氏が勧める本である。大部ではあるが買い求めた。

書評を引用する。

「明日にでも起きうる危機に、日本は弱い。日頃の準備たるや、あまりに乏しい。総理の迅速果敢な対応を支える体制自体、未整備だ。安倍晋三総理の下、安保の制度的充実を図って、著者 兼原信克は八面六臂の活躍をした。総理と日本を過たせまいと、己にも緊張を強いた。だからいまだに何がたりず、それがどれほど致命的かを著者は知り尽くしている。本書でそれを詳述した。全編から滲み出る切迫した危機意識はそこに由来する。治者のかたわらにあつて、責任意識を分有した者のみが持つ危機感だ。本書に類書などあるわけがない。空前だ。」

私は聴講生の気分で四百ページ、十六講をやっと読み終えた。対中国（第11講）、対韓国（第12講）で問題になっている外交の歴史について、最初は手探りで、しばらく進むと目を輝かせて、一気に呵成に読み下した。今まで弱腰外交と腹立たしく思っていたこと、不透明の部分が、氷解した。再読、再々読するつもりだ。

末尾に掲載された読書案内のうち「戦略的思考とはなにか」（岡崎久彦）、「日本の政治史」（北岡伸一）、「歴史の教訓」（兼原信克）は著者の言葉を借りれば當に毛細血管に行きわたって、体内を駆け巡った書であったことを記す。



年末年始の 営業のお知らせ

12月29日（水）～1月4日（火）まで
休業とさせていただきます。

Topics

税制改正により、今後、その対象となる方は帳簿の保存方法などが変更となります。そのスケジュールは、以下の通りです。

◇インボイス制度（令和5年10月～）

令和2年10月 適格請求書発行事業者の登録申請開始
当事務所では、対象の消費税課税事業者の方につきまして、令和3年4月頃から順次e-taxにて代理申請をする予定です。

◇電子帳簿保存法改正

- ・令和4年1月以降、電子データ取引の保存方法に変更があります。（但し、2年間の猶予があります。）
- ・令和4年1月以降 所得税青色申告特別控除額の変更
従来の保存方法では65万円控除が55万控除になります。

業務中の駐車違反 ～レッカー費用は損金算入が可能～

駐車違反に対する罰金は、かつては運転者だけが払うものだった。しかし、2006年の道路交通法改正で「放置違反金」という制度が登場し、現在では運転者が払わない時には、車検証に記載された「所有者」が罰金を払うことになっている。これが社用車であれば、その所有者、つまり会社が支払義務を負うことになる。

もし従業員が業務時間中に駐車違反でキップを切られてしまったら、会社としてはどう対応すべきか。結論から言ってしまうと、法律で「業務中の交通違反の罰金は会社が払わなければならない」という規定があるわけではないので、従業員の違反に対する罰金を払ってあげるとかは会社による。もっとも客回りをメイン業務とする営業マンなどは、どうしても路上駐車をしがちになってしまうこともあり、よほど従業員に過失がない限りは会社負担としている所も多いのではないだろうか。

社用車の交通違反で発生した反則金やレッカー費用を会社が負担した時の会計処理には、「業務上の必要性」が大きく関わってくる。例えば交通違反の内容が業務の遂行に関連があると認められれば、会社が負担した交通反則金は、会社自身に課せられた罰金と同様に取り扱い、損金には算入できない。その理由は、罰金を損金として認めてしまうと違反者に対する罰則の効果がなくなるからだと言われる。ただし、レッカー費用については、実費負担という意味合いから罰金扱いにはならず、業務に関係ある交通違反でも損金算入が可能だ。

一方、交通違反の内容が業務の遂行に関連がないのであれば、罰金は駐車違反した個人が負担すべき費用ということになる。レッカー費用も同様で、これらの支出を会社が負担すると、その従業員への「給与」とみなされる。もちろん給与である以上は従業員個人には所得税が課されるが、会社にとっては損金算入ができる支出ということだ。一点注意したいのは、罰金を肩代わりしてもらったのが役員だと、臨時の「役員報酬」扱いになってしまうことだ。この場合、肩代わりした罰金やレッカー代は会社の損金に含まれず、役員の所得税も増えることとなるので気を付けたい。

～「納税通信」より～

本年もお世話になり

ありがとうございました



皆様にとって

来年も良い年となりますように・・・

◆税法では規定されない非課税所得◆

所得税は原則として個人の所得すべてを課税の対象としているが、その所得の性質や社会政策上の観点から課税対象から除かれている「非課税所得」もある。非課税所得には例えば、出張や通勤を目的にサラリーマンが受け取る旅費、通勤手当、国民年金法・厚生年金保険法などによる遺族が受け取る年金等、納税準備預金の利子、オリンピック、パラリンピックにおいて優秀な成績を収めた者に財団法人日本オリンピック委員会等から交付される金品、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する保険金、損害賠償金、慰謝料などがあり、基本的に所得税法もしくは租税特別措置法において税金が課税されないことが定められている。

しかし税法には規定されず、別の法令で非課税であることが規定されている所得もあることをご存知だろうか。例えば宝くじの当選金は「当選金附証票法」に、スポーツ振興投票券の払戻金は「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」に「所得税を課さない」と記されている。

また、生活保護法で支給を受ける金品や、雇用の失業等給付はそれぞれの法律で「租税その他の公課は課されない」と定められている。

（参照「納税通信」より）